

学校保健指導の体系化に関する考察(2)

——修身科・生徒心得の養生觀と「衛生訓練」の成立・展開を中心に——

健康教育学研究室 滝澤利行

A Treatise on the Systematization of School Health Guidance (2)

—Focused on the Theory of Regimen in Moral Education, Pupil Directions and Formation of “Eisei Kunren (School Health Discipline)”——

Toshiyuki TAKIZAWA

In early Meiji Era, directions or guidances of health executed through moral education and pupil directions. The theory of those practise included the theory of “Yojō (Japanese regimen)”. In late Meiji Era, the characteristics of school administration was changing to that of pupil discipline. Simultaneously, school health management also overlapped pupil discipline concerning health. In the process, the concept of “Eisei Kunren (health discipline)” was formed. Eisai Kunren was executed elementary schools in the whole Japan from Taisho era to the end of World War II.

In this treatise, the characteristics of “Eisei Kunren” and logic of theory concerned Eisei Kunren are considered.

I はじめに

前稿では¹⁾、生活指導の成立・提唱過程における保健指導的実践を、当時の代表的な理論家であり実践者でもあった野村芳兵衛・峯地光重の所説を中心にして論考した。その過程で、生活指導の理論的・実践的遺産が、保健指導の原理的基盤に多くの示唆を与えるものであることが仮説的に提示できた。

前稿より精深な検討は別稿を予定し、本稿では、野村・峯地の実践に先行した、日本の近代学校教育で一般的に行われていた保健指導的実践を概観し、その性格の把握に努めることにする。本稿で考察を試みる事項は以下の4つである。

- ①日本の近代学校教育の確立過程で、健康に関する指導がどのような形態をとって現実化し、整理されていったか
- ②前記①の過程に通底していた論理は如何なる性格のものであったか
- ③近代学校教育の展開に応じて、健康についての指導形態がどのようにして固有の領域を形成したか、及

びそれを規定した教育全体における動向は何か

- ④大正末期から昭和前期にわたる教育の国家統制の強化過程で、前記③の領域には如何なる変化が起き、如何なる性格を示したか

上記の課題は、いずれも一論文を構成し得るものであるが、本稿が問題整理と保健指導の体系化の過程での作業であるとの意識に立った上で、敢えて4つの課題を同時に関連づけて把握する。そのことによって、日本の近代学校教育における保健指導的実践の一般的形態とその性格を俯瞰的に理解することが可能であると考えるからである。

本稿では、上述の①から④までの課題の明確化を試みるために、明治期から昭和戦前期までに公けにされた教科書・単行本・教育関係雑誌を中心とした論説等をもとに考察する。なお、考察の中心は小学校におかれている。

II 近代学校教育成立過程における健康指導—修身科・生徒心得の健康指導

A 「学制」期

明治5年（1872年）の「学制」を近代公教育の制度上

の濫觴とすれば、近代学校教育における健康に関する指導的營為は、「小学教則」の中の「養生口授」にはじまると言える。従来の研究では、「養生口授」の実施について、これを疑問視する傾向が強かった。諸研究の成果を総合すると、学制期「養生口授」は、教科内容としては近代的性格を備えたものが志向され、指示された教科も西洋医学に基づいたものであったにも拘らず、教師の力量、就学率の低さ、教科目の地域差などの要因によって事実上は瓦解同然であったということになる。たが、地域的にはある程度実践されていたと指摘している研究もある²⁾。いずれにせよ、「養生口授」「養生法」「生理学大意」などの健康に関する諸教科が、その実施の如何は措くとしても、明治以降の近代学校教育に「健康」の視点を導入する契機になったことについては言をまたない。

だが、学制自体の構想が実施から七年余で廃止された以上、教育令布告までは、健康に関する教育的營為の実態は欠如していたはずであるが、この時期における健康に関する教育的營為は異った形で現実化が図られていた一つの形態は、「修身」科教授の中に含まれていた健康的内容を通じての指導である。いま一つの形態は、明治初年以降に各学校や個人によって編述された「生徒心得」「学校読本」といった書籍に含まれた健康的内容を通じての指導である。

これらの事項については、いくつかの示唆に富む先行研究がある。石橋武彦³⁾・木村吉次⁴⁾の両氏による史料整理と考察の存在によって、上述の事項に関する史実は一定水準の解明がなされていると言える。今日、ほぼ定説化している、明治10年代までの西洋医学に基づく保健的内容から明治10年代後半以降の儒教主義的内容の復活へという動向は、両氏の研究成果の集約であるとも言える。また、松野修は⁵⁾、「児童管理規則」としての「生徒心得」が教育における儒教主義の復活を契機に「修身教材」へと変化したこと、すなわち「管理」と「訓練」の混用（道徳教育と児童管理の癒着）を指摘している。

以上の先行研究を集約すると、明治前期の健康に関する指導は、「養生口授」「養生法」といった特定の教科において行われた時期や地域はわずかで、「修身科」や「生徒心得」を用いた児童管理の機会を利用して行われていたということになる。だが、これらの事実把握は、思想的分析という点においては、なお検討の余地を残していると言える。とりわけ、近世期に刊行された養生論との関連を内容の検討を通じて明確にするという姿勢・意識がやや希薄であった。本稿では、その点について補説してみる。

学制期に刊行された、比較的健康についてよく記述した修身教科書等は以下の如くである。

○明治5年（1872年）

福沢諭吉訳『童蒙をしへ草』 大阪府『小学生徒心得書』

○明治6年（1873年）

文部省正定『小学生徒心得』

○明治7年（1874年）

日柳政惣『大阪府学校用修身初学』 青木輔清『小学教諭民家童蒙解』

○明治10年（1877年）

東京府『学校読本小学生徒心得』

この時期の修身教科書の多くは、欧米の道徳書の翻訳であったが、内容的には日本の風俗・文化・思想に合わせてかなりの意訳・創出がなされている。このことは、健康的な内容についても同様である。福沢の『童蒙をしへ草』「卷の二」第十一章は、「養生の事」と題されているまた、青木の『小学教諭民家童蒙解』の「卷之一」「三」も「養生の事」と題されている。ここで、二著を単純に比較すると、『童蒙をしへ草』における「養生の事」の記述項目は、人体の生理を説いた序説部分を除いて、「(イ)湿氣深き住居の事」「(ロ)胃の病を療治したる事」「(ハ)若き男風を引きし事」⁶⁾の三つであり、全体としては、説話的・挙例的である。これに比して、『小学教諭民家童蒙解』における「養生の事」は、以下に記すような総論的記述が主体となっている。

「凡天地の間に生れて第一の貴きものは命なり、性命なれば仁義忠孝も行ひ難く金銀財宝も用ひがたし、殊に親より受け天より授りたる身命なれば、大切に致し、養生よく身健にして寿命長久すべし 不養生なるときは必ず病を促し命を縮ること疑ひなし 故に第一の勤は養生なり、由て養生のことを始に述べし」⁷⁾

この記述は、近世期養生論の祖述と言ってもよい。前出の石橋は、この記述に關説して、西歐的発想と東洋的発想の折衷的傾向がみられるとしているが⁸⁾、総論的記述に関して言えば、近世期養生論そのものである。石橋が西歐的発想と指摘している「金銀財宝も用ひがたし」の記述、あるいは他の箇所で記されている「人眠の足らざるも健康に害あり、又睡眠多きに過るもよろしからず……」⁹⁾といった「過眠」の禁忌は、いずれも貝原益軒『養生訓』¹⁰⁾、久保謙亨『養生論』¹¹⁾に同様の視点があるので、石橋説には疑問がある。

以上の点から、修身教科書中の健康についての記述は近世期養生論の記述を少なからず参照していたと推測される。学制期の多くの教科書が西歐文献の翻訳という体裁をとったことは衆知の事実であるが、翻訳力や外来新語に対応する語彙の少なさといった問題から、多分に伝

統的な概念や語彙が使用されたと思われる。近世養生論の記述が西欧道徳論の翻訳としての修身教科書の中にみられるのもそうした理由によると考えられる。

「生徒心得」についてみてみると、これも修身教科書とほぼ同様に、近世期養生論を参照したものが主流となっていた。学制期「生徒心得」としては、明治6年（1873年）の文部省『小学生徒心得』が知られているが、同書は、以後の生徒心得の基準となった。同書には、清潔についての注意等がみられる他は身体の健康全般についての記述はない。また、『小学生徒心得』の4年後に東京府によって編纂された『学校読本小学生徒心得』には、十七条に、「第一 課業畢る毎に體操場に出て運動をなすべし」「第二 運動をなすとも奔走すること度に過ぐべからず」「第三 熱き湯茶を強て飲むべからず」など、極めて具体的な健康に関する指示が記されていることが注目される。

B 「教育令」「改正教育令」期

明治12年（1879年）に公布された「教育令」は、通常「自由教育令」といわれるよう、地方の教育事情を考慮したもので、学区制の廃止、町村公立小学校の設置とその経営の自由化（学務委員の選出）など、革新的な内容を含んでいた。だが、教育費の私費支弁という決定的な問題点を残したままの「自由化」は、かえって教育内容の低下、就学率の低下、学校経営の悪化といった問題を派生させた。こうした経緯により、「教育令」下の教育体制はわずか1年3カ月で終り、いわゆる「改正教育令」、すなわち河野敏鎌文政下の教育令の改正が行われる。改正教育令下において、明治14年（1881年）、「小学校教則綱領」が布達される。同綱領では、修身科が教科の筆頭に据えられ、健康に関する教科としては小学校高等科に「生理」が前・後期週2日1回2時間が課せられた。

こうした動向で、修身科や生徒心得の原理も変化はじめる。既に衆知のように、明治天皇侍講元田永孚の「教学聖旨」による起草とそれに対する批判としての伊藤博文の井上毅起草の「教育議」の上奏、及び伊藤・井上への反批判としての「教育議附議」の公開、すなわち「教育議論争」による中から、元田の編になる『幼学綱要』が出され、儒教主義に基づく修身教育の路線が確立する。

こうした教育政策レベルの変化に比して、健康に関する教育形態や内容についての目新しい試みは見出されない。小学校高等科「生理」については、「養生法」を含むものとされており、教科書としては宇田川準一『小学生訓蒙附養生法』（明治14年）などが用いられたと思われる。修身教科書や生徒心得について言えば、以下によ

る著作が主なものであった。

○明治12年

神奈川県『小学生徒心得』 加藤政之助『修身論』
大島一雄『小学修身篇』 群馬県『小学生徒心得』

○明治13年

笠間益三『訓蒙修身学』 土岐政孝『修身訓範』 龜谷行『修身児訓』 西村茂樹『小学修身訓』 小林義則『小学修身篇』 高山直道『高山氏小学生徒心得』

○明治14年

久松義典『啓蒙修身学』 木戸鱗『小学修身書』 大島一雄『小学生徒心得』 関徳『小学中等修身読本』

○明治15年

篠山晃三郎『児童修身門』 元田永孚『幼学綱要』
亀谷行『和漢修身訓』

○明治16年

井上重實『修身訓蒙』 文部省『小学修身書』 若松雅太郎『小学修身書』

上設の他にも実に夥しい数にのぼるが、健康という点から注目されるのは、高山直道『高山氏小学生徒心得』である。同書は二巻からなり、巻二是「養生の部」となっている。内容は以下の通りである。

第一章—住居の換気・清潔

第二章・第三章—食物の選択・摂食

第四章—運動と気候 第五章—着衣と寝具

第六章—入浴・化粧・睡眠

全体的には、簡潔かつ具体的な記述であるが、思想的・内容的には近世後期の養生論に近いと考えられる。前述の先行諸研究では同書が比較的広汎に使用されたとの見解が示されている。それゆえ高山『生徒心得』のような養生論的な色彩の強い生徒心得は、依然として健康についての指導の一般的形態をあらわしていると解してよいだろう。

同期の修身書科書についてみてみると、文部省『小学修身訓』は、時の文部省編輯局長西村茂樹の選録になるものがもとになっており、貝原益軒の一連の著作、西洋道徳書、既存の修身教科書から記述を引用したものである。同書は、当時及び後の修身教科書の記述に少なからぬ影響を与えた。同書と同年刊行の亀谷行『修身児訓』の第二章も「養生」の項になっている。言及内容は、養生の意義・目的、適切な運動の推奨、過食の訓戒、清潔と清掃の励行、酒害の指摘、薬効などである。注意すべきは、食事の項の主題が「大食は脾胃を損う」というものであることである。ここで述べられている「脾胃」の論は、近世期養生論から継承されているもので、中国医学の「李朱医学」（特に李東垣）の主たる生理論の一つ

である。このような記述が残存するという事実は、明治前期においてなお伝統的な漢医学の理論を内包していたことを示している。また、明治16年（1883年）の文部省『小学修身書』初等科編と翌年の『小学修身書』中等科編は古典の引用が目立ち、益軒『養生訓』などは頻繁に引用されている。この点からみても、明治前期において、修身教科書や生徒心得に近世の養生觀が継承されていたことは明確な事実と言える。

以上のように、明治前期の健康指導は、修身科教授や「生徒心得」を使用した学級指導の際に主に行われていたと考えることができる。さらに、そこで採られた理論は、一部に西洋医学理論を参照・翻訳したものもあったが、多くは近世期養生論の論理（養生と孝道との関係・運動の推奨・節食過欲の禁忌など）を基調にしたものであったと言える。

C 明治中・後期

明治中・後期を時間的にどのように設定するかという点は、専門的に論議すればポレミックな問題に発展しそうが、ここでは、明治19年（1886年）に発布された四つの「学校令」（小学校令・中学校令・帝国大学令・師範学校）以降の近代学校制度の確立と定着の時期として、大まかにとらえておく。厳密な教育史研究の立場からすれば、中期と後期とでは様々な相違点があるはずであるが、ここでは同時期の特徴として、近代学校教育の全国的定着と「教育勅語」による天皇制国家の維持を目的とした教育目的の固定化、そして「教科書国定化」を通じた教育内容の国家統制を挙げることができる。

同期の健康についての指導も、明治前期のそれと形式的には大きな隔たりはなかったと言える。修身教科書は明治24年（1891年）の「小学校修身教科用図書検定標準」に基づいて「検定制度」が布かれ、明治36年（1903年）からは、種々の反対論を惹起しながらも「国定化」が実施されて、翌年全国で「国定教科書」が採択された。

「検定教科書」と呼ばれる国定化直前の修身教科書の代表例は、維新史『防長回天史』の著者としても知られる末松謙澄によって著わされた一連の修身教科書（『修身入門』『小学修身訓』『高等小学修身訓』『修身女訓』）と、東久世通禧著・副島種臣校閲の『尋常小学修身書』『高等小学修身書』である。末松の著書においても、健康に関する記述は、依然として「養生論」的であった。『高等小学修身訓』卷一第十八は「養生 附白河樂翁」と題されている。白河樂翁、すなわち松平定信は養生論『老の教』の著者でもある。それゆえ、『高等小学修身訓』の記述も、近世期養生論の理論（飲食の節制・身体

の運動など）を基調にしている。卷二第十一も「養生」の項であるが、そこでの記述は、

「人は無病の時、常に病ある苦みを思ひやり、風寒暑湿の外邪を防ぎ、飲食の内欲を節し、適宜に身体を運動して健康を保つべし、何によらず暴飲暴食は慎むべし、飯のすゑりたる、魚のあざれたる、肉のやぶれたるなどは、食ふべからず、熟せざる果物も害あり、極熱極冷のものを呑むべからず、鰻に冷水を飲み合わせ又は瓜類を食ひ合はすべからず……」¹²⁾

とある。近世期養生論の論理と体裁に極めて近似している。特に「風寒暑湿」論、「内欲外邪」論は、近世後世派養生論の基本的論理である。「喰い合わせ」についても同様である。また、『修身女訓』にも、

「凡そ人生れ付きて、健康なるも、身を慎まずして、養生を怠れば病發りて寿命を保つこと能はず、生れ付きて虛弱なるも、身のつゝしみ深くして、養生を重んずれば、反て長生するもの多し、されば長命ならんも、短命ならんも皆我が養生の力に依るものと思ひ、常に養生を怠るべからず、養生の道は、先づ心を和かにし氣を平かにし、怒と欲とを抑え、飲食を節し、衣服を潔し、能く身体を動かすにあり」¹³⁾

と記されている。同記述の前段は、杉田玄白『養生七不可』などにみられる論理であり、後段は一般的な近世期養生論の基本的論理である。東久世『小学修身書』卷二第五「養生」も、「わが身に、やまひあらば父母はかぎりなくしんぱいしたまふゆゑ、つねに養生して、やまひにかかるぬやうにするは、孝行のひとつなり」¹⁴⁾（第16課）、「道にしたがひ、身をたもちて、ながいきなるほど大なる福はなし」¹⁵⁾（第18課）、とあり、近世期養生論の思想圈から逸脱しない。同じく東久世『高等小学修身書』卷二第九「摂生」においても、

「身体を健康にせむと欲せば、つねに、飲食をつつしみ、清潔を旨とし、衣服の垢汚を去り、室内の空気を新鮮ならしめ、専、摂生の法をまもるべし、萬の病は摂生の法を守らざるによりおこるもの多し。身體健康ならざれば、忠孝の務もおこなふこと能はず。人生の快樂もうること能はず。健康は、實に、萬事の本にしてこの上もなく大切なものとするべし」¹⁶⁾

「凡、養生の道は、内慾をこらふるを以て本とす。本をつとむれば、元氣つよくして、外邪をかさず。内慾をつゝしまずして、元氣よわければ、外邪にやぶられやすくして、大病となり、天命を保たず。」¹⁷⁾

とあり、換氣など近代衛生学に由来する知見も含まれているが、既存の類書と同じく養生論の論理が基本になっている。ただ、「健康は、實に、萬事の本にして、この

上もなく大切なものとするべし」という、言わば「健康第一主義」は、「人身は至りて貴くおもくして、天下四海にもかえがたき物にもあらずや」¹⁸⁾と記した益軒の思想とは似て非なるものがある。益軒が、生命の尊厳性を「天下四海にもかえがたき物」として、言わば目的論的にとらえたのに対し、東久世『高等小学修身書』では「實に萬事の本」つまり手段論的にとらえられているわけである。後者の思想は、功利主義的発想に基づくものと言え、近代合理主義思想の一端を披露していると考えられる。

以上の本章での考察で明らかになったことを以下にまとめてみる。

- ①明治初期からの継続的傾向として、健康の指導は、一般に、専門教科を通じてよりも、修身科、生徒指導において行われていた。
- ②修身科における健康指導の基本的概念・原理は「養生」であった。(特に明治10年代前半以降)
- ③修身科における「養生」の記述は、養生の勵行による健康の保持と、その健康が忠誠・孝行に連なると説いていた。(特に明治中・後期)
- ④実践論では、近世後世派養生論とほぼ同様の「節欲謹身」論が主流であったが、近世後期養生論にみられた文化・社会・教養にまで拡がった内容の多様性は失われ、画一的記載には終止符。
- ⑤にも拘らず、ごく小数例に近代的な功利主義的身体観・健康観が垣間みられる。

III 「衛生訓練」「衛生（保健）指導」の成立と展開

A 「衛生訓練」の成立—学校管理の訓練化—

修身教科書国定化以降、修身科における健康の指導は急速に抽象論化していく。「養生」の語は消え「健康」「衛生」が用いられるようになるが、国定教科書第二期(明治43年)以降、記述内容は、公衆衛生や伝染病予防の心がけを説いたものになっていく。

修身科に代って実践的な健康の指導を担っていくのは「訓練」の領域である。「訓練 (Zucht)」は、「教授(Unterricht)」「管理 (Regierung)」と並ぶヘルバート教育学の教育方法概念である。明治20年代のヘルバート教育学の輸入によって、「訓練」は学校教育の中で一定の領域を占めるようになるが、明治30年代に入り、概念の内包に歪曲が起こる¹⁹⁾。既にⅡ・Aで紹介した「管理」と「訓練」の混用、より具体的に言えば「管理」の「訓練」化傾向である。当時の学校管理の指針となった「学

校管理法」書には、管理活動の訓練化が明瞭に示されている。大橋唯雄『小学実践管理法』(明治30年)の第八章「訓練即児童管理法」には、「学校管理ノ方法中、教育的ニ且最緻密ニ講究ヲ要スルモノハ、訓練即児童管理ノ一事トス」²⁰⁾と記されている。学校管理の一環として学校管理法書の一内容とされていた学校衛生の事項についても例外ではなく、衛生管理活動を中心に「訓練」化が起こってくる。そのことが最も顕著に示されているのは、清掃に関する記述である。以下でその実態をみてみる。

前出の大橋『小学実践管理法』では、「抑々洒掃ハ人生極メテ必要ナル実務タルノミナラズ、労働ヲ好ミ、且之ヲ意トセザル習慣ハ、夙ニ之ヲ養成セザルベカラザルガ故、適當ナル方法ヲ規定シ、広ク之ヲ学校児童ニ行ハシムルヲ要ス」²¹⁾と記されている。この記述には、清掃が単なる衛生上の実務にとどまらず、「労働ヲ好ミ、之ヲ意トセザル習慣」を形成する訓育上の機能をもつことについての期待が含まれている。小川正行・佐藤熊次郎・篠原助市『新選小学校管理法』(大正3年)でも、「学校清掃の実施に就きては、近時児童をして之を為さしむることの衛生上有害なることを主張するものなきに非ずと雖も……児童をして之を為さしむるは、訓練上却って有益なるが故に、適當の方法を以て之を行ひ、清潔、整頓、秩序等の良習慣を養成せざるべからず」²²⁾と記されているし、乙竹岩造『学校管理法』(大正7年)にも、「校舎を清潔ならしむることは、衛生上重要のこととに属す。……細心の注意を以て適當の方法を用ふれば、よく危険を防退して、訓練上の効果を收むることを得べし」²³⁾とある。明治末期から大正前期にかけては、学校教育の実践構造の中で「訓練」の比重が増していることは明らかである。

明治末期から大正前期にかけての学校衛生管理の「訓練」化傾向は、必ずしもヘルバート教育学のみに規定されたわけではあるまいが、同時期の教科教育一般がヘルバート教育学の影響下で「定型化」されていったことを併せて考えていくと、学校衛生活動もまた公教育の「定型化」の例外とはなり得ず、その生活実践的性格は、他教科にいや増して「訓練」への転化を容易にさせたと考えられる。そして、上記のようなプロセスを経て、いわゆる「衛生訓練」「衛生指導」という新しい教育上の概念と実体が形成されたと考えができる。「衛生訓練」「衛生指導」の用語自体は、明治後期以前にその使用を求めるものもあるいは可能であろうが、ある程度まとまりのある実践を伴ったものとして一般的に使用されるのは、明治末年ないし大正初年であると考えてよい。

B 衛生訓練の実際と性格

衛生訓練や衛生指導に関する記載は、『教育時論』『教育報知』といった著名教育雑誌の中に散見されるが、明治40年（1907年）より発行された総合教育雑誌『教育の実際』の第11巻1号（大正5年）は、「保健衛生号」と題され、保健衛生活動に関する特集を行っている。明治以降の主要な一般教育雑誌において、保健衛生に関連した事項を特集したのは、管見の及ぶ限り同誌のみである。

『教育の実際』第11巻1号中、本稿での考察において興味深いのは、「小学校保健衛生事項」と題し、『教育の実際』誌編集部が行った全国小学校に対して行った保健衛生活動に関するアンケートの回答を掲載していることである。同アンケートは、「(一)刻下の小学校教育上最中に改良を要すべき保健衛生事項は何か、其二、三を御示し願度候」「(二)保健衛生事項中、貴校に於て奨励せられつゝあるものは何か、そを御示し下され度候」「(三)保健衛生に關し貴校特設の施設あらば其事項の要領を承り度候」²⁴⁾の三点に亘って訊いたものである。同誌では、これに対して寄せられた全国各地の小学校の回答を掲載している。この回答群をみると、同時期の学校における保健衛生活動が決して全国的に統一的な形態でなされていなかったわけではなく、各校の実情と創意によって様々であったことがわかる。

各校の実施は、「衛生思想を普及し、清潔の習慣を作ること」²⁵⁾（奈良女子師範付属小）、「衛生思想を更に鼓吹すること。教材にも、少し多く保健衛生の材料を探りたい」²⁶⁾（鹿児島師範附属小）などの記述に明らかのように、概ね「衛生思想の涵養」と「良習慣の形成」を主眼にしたものである。全体的な保健衛生活動の傾向は、「体操ばかり便らずに、積極的に身体の鍛錬をさせること」（鹿児島師範附属小）²⁷⁾

「一概に鍛錬的と云ふも勿論男女により年齢により、発育の状況により取扱を異にせざる可らざるも、今少しく鍛錬的取扱をなすの必要あらむ」（京都菟道高小）²⁸⁾

「学校にては衛生的鍛錬主義を主張し、先づ其体力の根本を養うことに努力せり」（大阪池田師範附属小）²⁹⁾とあるように、「鍛錬」思想を表面に出したものである。全国各小学校で推進している一般的な衛生訓練的実践の外延を無作為に挙げると、撃剣（剣道）・角力・柔道・木剣体操・徒歩競争・水泳・登山・遠足などの武道・運動・校外活動、冷水摩擦・乾布摩擦・冷水浴・日光浴・深呼吸・腹式呼吸・手洗・歯磨・薄着などの生活管理活動、及び労作・農耕作業・清掃などの労作活動、さらに静坐などの特殊な活動が主たる内容である。

衛生訓練的活動の内容を通観すると、身体運動的内容にしろ、生活管理的内容にしろ、また労働的内容にしろ近代学校教育の教育内容として一応の近代性を有しているとみられるが、部分的には、なお近世期養生論と重複した内容を有している。例えば、武術・運動の奨励は、益軒『養生訓』や白河樂翁『老の教』などに触れられているし、深呼吸・腹式呼吸・静坐・冷水摩擦・乾布摩擦などは、神仙術系養生論・古医方系養生論で触れられた内容である。これらの衛生訓練的活動の内容がどこまで近代医学の知見を摂取して構成されていたかは不明であるが、少なくとも主張された内容は、近代医学の受容以前から実践されていたものである。

このような鍛錬的性格を有した衛生訓練は、断片的に紹介されましたが、「衛生訓練要目」として、項目化されることも少なくなかった。項目化は、ほとんど学校単位で行われ、その精粗も学校により様々であった。『教育の実際』第11巻1号に掲載されている「岐阜市高等尋常小学校児童保健衛生事項実施状況」（報告者は校長勅使河原溥）は、同種の要目の中でも大規模かつ詳細なものである。同報告では、「衛生訓練」の語句は用いず、「衛生指導」の語を用いている。ただし、「本校にては、児童必携と称する小冊を制定し、児童には常に之を携帯せしめ、教授時間の幾分を利用して之を誦讀せしめ、訓育の資料となす。其中衛生に関するものを挙ぐれば左の如し」³⁰⁾とあるように、同校の「衛生指導」は「訓育」全体の中に衛生的事項を含めるという形をとっていて、特定の領域として教育課程の中に位置を占めていたわけではない。すなわち、「訓育」中の衛生に関する事項を便宜的に「衛生指導」と呼称していたわけである。同「衛生指導要目」は、「イ、衛生に関する心得」16項目、「ロ、飲食運動に関する心得」5項目、「ハ、掃除に関する心得」3項目、「ニ、夏休み中衛生に関する心得」5項目を挙げ、かつその他に「夏期休業中児童心得」中に衛生に関する事項29項目を挙げている。内容的には、適度な運動の奨励や暴食の禁止、姿勢の均整などの生活本位のものであり、「色々の運動をなし、身体全部の発達に益ある様に注意すること」³¹⁾の記述の如く、ある程度発達論的な身体観を前提にしたものもあった。

訓練内容の要目化は、ひとり衛生訓練にとどまるものではなく、学校における訓練活動全般に言い得ることであった。同時に、訓練内容の要目化は、ある程度他律的にその順守を図っていくことになる。要目中の「……すべし」という語法がそれを物語っている。こうした衛生訓練の他律的性格については、同時期にも一定の疑問視する動きがあった。『教育の実際』第11巻1号に掲載さ

れている富山師範学校主事の澤正の「学級経営と保健指導」と題した論文では「自治的保健」という概念が提出されている。澤は、

「保健の指導は遺されている感がある。……教授の上に意志的指導の緊切を叫ばれて以来こゝに頼る年所を経た。即ち教授學習の上に自学自修の精神と、習慣とを陶冶すること重視せんとするものであって、之が実績の進展は、率かに求むることが能きないにしても、現下小学校教育の実際に於て、既に動かすべからざる一指導態度となりつゝあることは、毫も疑ひを容るゝ点がないのである」³²⁾

と述べて、教育学における自学自習主義の趨勢を指摘しつつ、保健衛生活動がその趨勢から取り遺されていることを提起している。当時は、明治末期から兆しをみせはじめたアメリカの自学自習主義が波及しはじめた時期であった。デモクラシー思想と児童中心主義に支えられた自由主義的教育は、「大正自由教育」と呼ばれる新教育運動の基盤になるわけだが、保健衛生の領域にはまだその波が及んでおらず、ゆえに澤のような主張が生まれてきたわけである。そして、澤は、

「児童をして自覚的に自己の身体を尊重し、自ら注意努力して自己の健康を保持し、自己の体力を増進せしむることを重んじたいと思ふ。語を改むれば、児童をして自発的に摂生を守らしめたいといふ事である。かくの如きことは、訓練とよく聯閥して其の目的を達しなければならないことで、習慣養成が肝要である。習慣養成と共に自己鍛錬に必要な精神と知識とを与ふることもなくしてはならぬことである。」³³⁾

と述べる。このような保健活動の方針を指して、澤は「自治的保健」と呼んだわけである。

澤が、衛生訓練しかも他律的色彩の濃い要目化された衛生訓練が励行されつつあった時点で、「自治的保健」という概念を提起したことは刮目すべきことである。だが、そこには具体的な実践の体系や内容が示されていたわけではない。提唱された概念は、極めて独創的と言い得るが、実体は何ら明確にされていない。しかも、「大体知識的指導事項、習慣的指導事項、並に鍛錬的指導事項について発達的方案を画し、之を教授訓練等の諸方法と聯絡せしめて……」³⁴⁾ 「かくの如きことは、訓練とよく聯閥して……」³⁵⁾ と記述されているように、むしろ教育方法としての訓練には大きな期待がかけられている。澤が疑問視したのは訓練の「他律性」であって「訓練」それ自体ではない。大正前期における健康に関する指導は、自主的自律的なものであるにしろ、他律的なものであるにしろ、「訓練」の形態をとつて具体化されていた

と言える。

C 衛生訓練の展開と健康教育論の輸入

明治29年（1896年）、文部省学校衛生事項取調団の三島通良を中心にして組織された「学校衛生顧問会議」は、明治30年代初頭以降、「学生生徒身体検査規程」「学校清潔方法」をはじめとする学校衛生の制度確立と内容充実に力を注いだ。明治33年（1900年）に設置され、三島自らが課長に就任した文部省学校衛生課は、その実務機関として精力的に活動していた。戦前期学校衛生の基本はほとんどこの時期に固められたと言ってもよい。だが、日露戦争を控えた明治36年（1903年）に行政整理の対象として、学校衛生課や学校衛生顧問会議などが廃止される。その後10年余、学校衛生制度は衰微の一途をたどる。だが、大正5年（1916年）、学校衛生官及び学校衛生会が設置される。同10年には、学校衛生課が再設置される。これらは、かつての勢力はもたなかつたが、学校衛生会は、機関紙を発行し、学校衛生に関する情報・論説・実践報告を掲載した。『学校衛生』誌の誕生である。

『学校衛生』の主たる掲載内容は、学校における疾病（特に伝染病）の予防法や健康診断・体力検査の方法論・環境衛生の方法論などであったが、大正末期から昭和初期にかけて、同誌でも衛生訓練に関する論説・報告を掲載するようになる。昭和4年（1929年）の同誌第9巻に千葉県学校衛生技師喜多浦哲太郎が記した「生徒児童衛生訓練の実施」なる論説に引用された、千葉県学務部長通牒として発せられた「生徒児童衛生訓練実行要目ニ関スル件」は、大正末期から昭和初期の衛生訓練の実態をよくあらわしたものであるとみるとできる。同要目は「一、換気及採光」「二、清潔及整頓」「三、服装」「四、姿勢」「五、読書及写字」「六、通学及運動」「七、食事」「八、歯牙」「九、入浴及睡眠」「十、採暖」「十一、疾病及異常」の各項からなつておる、名項およそ3～10の条目を有している。すなわち60ほどの要目が挙げられているわけである。

同じく第9巻には、「衛生訓練について」と題して前橋市学校医狩野寿平が、衛生訓練の実際を挙げている。内容は、「一、掃除」「二、手拭鼻紙の携帯励行と其始末方」「三、身体の清潔」「四、机の中の整理」「五、塵芥の始末」「六、便所」「七、トラホーム患者の取扱」「八、口腔衛生」「九、食事」「十、衛生講話」「十一、衛生日課表」「十二、衛生より見たる児童の悪習矯正」「十三、家庭に於ける衛生指導」「十四、清潔デー」となつており、「生徒児童衛生訓練実行要目」と重複した部分が多い。

い。これらの要目は、何を目的として構成されていたか前出の喜多浦は、以下のように述べている。

「学童保健の最後の目的は畢竟、彼等が保健的生活の合理的指導にあり、学校における衛生設備の改善も、体育運動の奨励も、教授衛生の考慮も其の生徒児童に及ぼす影響は永続的価値に乏しく、其の効果の大半は学校生活の期間に限らるゝのであるが、之に反し訓練の実施に依る衛生週間の陶冶は、学校訓育の一般的プログラムの中に織込まれるゝために其の教育的価値に於て、教育衛生の最も重要な地位を占むべきは勿論、生涯を通じてよく衛生的生活を支配し得るに於て、其の効果は最も永続的なものといふことが出来る。」³⁶⁾ この記述に明らかなように、衛生訓練は他の学校衛生諸活動に比して、その効果が永続的であるとされている。そして、喜多浦のいう「学童保健の最後の目的」である「保健的生活の合理的指導」の最重要的な方法であったわけである。

『学校衛生』誌を中心とした論考は、「衛生訓練」に対する学校衛生関係者の关心のあらわれと言え、昭和4年(1929年)には文部省学校衛生官大西永次郎が『学年配当要目準拠衛生訓練の実際』を著わした。なお、同書をはじめとする昭和前期の「健康教育」における衛生訓練については、中歯伸二によって紹介・整理されている³⁷⁾。

『学校衛生』誌第12巻(昭和7年)に掲載された松江市中原小学校長澤村暁之助「衛生教育に就いて(上・中・下)」における衛生訓練觀は、注目に値する。澤村は、同論文(中)において、「衛生教授の徹底は児童の自覚反省に依り、善良なる衛生習慣の養成にあるのであります。從て教授と訓練は二にして一であります。衛生教授が只単なる衛生知識の注入に終ってはならないであります。知識は直に衛生々活の行動に移されなければなりません。知行一致の境地に導くのが即ち衛生訓練の実践指導であるであります。」³⁸⁾と述べている。すなわち「知識の行動化」こそが衛生訓練の本質であると解されている。それを支えた思想的前提は「知行一致」、つまり陽明学的な知性と行為の統一的把握であったと言える。もちろん、澤村が近世陽明学の思想的・論理的文脈に即して衛生訓練の目的論を解釈した可能性は低いと思われるが、当時の日本で展開されていた教育理論全般の日本思想的解釈の動向に沿ったものではあったと考えられる。

昭和11年に来日したC.E.ターナーの健康教育理論は日本の学校衛生の動向に大きな影響を与え、多くの「健康教育」と題する著作が日本で刊行された。また、文部省体育課長岩原拓、同省学校衛生官大西永次郎、東京市

学校衛生技師野津謙らは、自著や『学校衛生』誌を通じて、健康教育の必要やアメリカの健康教育の構造を積極的に紹介・論述した。野津謙「健康教育に就て(上)(下)」、大西永次郎「学校衛生指導の示標(上)(下)」、岩原拓「教育内容としての健康指導」などの『学校衛生』誌上に掲載された論説は、いずれも力点の置き方や細部においては相違があるが、教育の「条件整備」的性格を付与されていた学校衛生から、教育の対象としての健康、教育活動としての学校衛生へと転換させるべきことを主唱している。特に岩原は、「養護鍛錬の大道を実際教育のプログラムの中に通し込むことは極めて大切」³⁹⁾とし、「健康を脅かすべき過重なる學習命令を撤廃すること」⁴⁰⁾「児童生徒の理解力を考慮せざる教授を改善すること」⁴¹⁾あるいは「健康相談の如き、養護学級の如き、学校給食の如き、いづれも他の学科と同意義、同価値として行はれなければならない」⁴²⁾ことを主張して、学校教育の中での健康教育の積極的意義を論じている。課外訓練・遠足・登山・各種競技を健康訓練の一部としていることも、既成の枠組を出ていないとはいえ、学校衛生・健康教育の守備範囲の拡大を意図したことのあらわれとみてよい。

だが、日中戦争そして太平洋戦争へと突入していく日本は、教育においてもいわゆる「総力戦」の体制に組み込まれざるを得なくなっていた。『学校衛生』第22巻1号(昭和17年)に掲載された文部省体育官小林茂雄の「国民学校に於ける衛生訓練」では、国民学校体鍊科衛生に關説して、「殊に衛生教育にありては、単なる衛生的知識の啓発のみならず、日常の実践的訓練や生活指導を必要とするもの」⁴³⁾であると述べ、「衛生は知識として之を授くるのみにては、児童の健康生活の向上には直接役立つものではない。児童の働くとして日常生活の上に移さねばならぬものである。衛生訓練は、かゝる意味において衛生の実践訓練を通しての健康の鍛成であり、健康生活の躰であり、修練であるのである」⁴⁴⁾と論じている。ここに展開されている論理は、学校における健康的指導を、衛生教授と衛生訓練を両輪とする健康教育ではなく「衛生を知識として授るのでなく、衛生の実践訓練として身体的修練を通しての衛生の実行の指導、であり、生活の陶冶」⁴⁵⁾としてとらえるものである。そこで衛生訓練は「既に身につけたる衛生の知識、衛生の基礎的実践的訓練を基として、更に総合的なる衛生の実践的訓練を行ひ、進んでは救急看護等に及び、国家防衛の基礎的訓練にまで及ぶ」⁴⁵⁾とされている。概念の適用範囲が極めて拡大されているわけである。

小林にみられるような、全体主義的健康教育観または

衛生訓練観は、昭和10年代前半より萌芽していたものではあるが、太平洋戦争直前よりこれらの論説は、「鍊成」観・「修練」観が他の論理を圧して前面に出ていると言ってよい。しかも、衛生訓練にある程度意識的に設定されていた「衛生習慣の形成」という機能は、「行的訓練」「行的実践」(小林茂雄)という宗教的色彩を帯びた概念の下に改めて包摂されるようになっていたのである。

IV まとめに代えて—衛生訓練の性格—

以上の各項で、明治期から昭和戦中期までの学校教育における健康指導の形態の展開過程を概観した。各期の健康指導の形態をまとめると以下のように整理できる。

- ①明治初期・中期—修身科教授・生徒心得による養生論的指導
- ②明治後期・大正前期—衛生管理の訓練化と「衛生訓練」の成立
- ③大正後期・昭和戦前期—「衛生訓練」の定着と「健康教育」の提唱
- ④昭和戦中期—「鍊成」観に基づく鍊成的・「行」的衛生訓練

言うまでもなく、各期における各学校単位の実践は多様である。だが、学校における健康指導の一般的傾向と性格は、概ね上記のようなものであったとしてよいだろう

学制によって近代学校教育制度の定立化に緒をつけ、明治30年代にはほぼその制度を整備した日本の教育は、当初様々な近世的残滓の超克を意図しながらも、文教関係の宮中側近の中の儒教的勢力の動向や教育政策上の動搖などによって、形式的には近代学校教育制度を採用しつつ、内容的にはなお随所に日本的精神文化の影響を濃厚に受けていた。健康の指導についても同様で、養生論という日本の伝統的な健康・生活の実践思想の残滓が明治中期までは確実に遺存し、衛生訓練の中にも実体的には生き続けていた。「養生」思想は、「衛生訓練」や「健康教育」の概念の下でも、近代日本における人間形成概念の代表である「修養」思想と結びつくこと、と言うよりも「養生」が「修養」概念を生み出した母概念であるという関係により、近代日本人の健康や生活についての思想を根底的に規定したと考えられる。例えば、『学校衛生』誌第18巻(1938)中に「修養としての健康の建設」と題する巻頭言が掲載されていることは、「修養」の概念の下に健康の問題が包摂されていたことを示している。そこで採用された養生観は、時代的に近接した文化・文政期の養生論ではなく、益軒『養生訓』の節制主義であ

った。更に敷衍させて言えば、近代市民生活の前提とも言うべき、人間的諸要求や権利意識を、衛生訓練において、内容に節制主義的養生観を組み込むことと方法として鍊成主義的身体訓練を採用することによってスパイラルするという実践構造であったと言える。生活指導の提唱者であった峯地光重や野村芳兵衛、特に野村が「明るく」考えようとした「保健活動」は、定式化された衛生訓練によって離脱させられた子どもの要求をまず全面的に肯定し、そこから組織化した生活を構築しようとしたものと言え、それこそ野村の指す「訓練」の基本原理であったと思われる。

だが、本稿で触れた「修身科教授・生徒心得」—「衛生訓練」系統の健康指導の中にも、言わば「未発」の契機として、児童の自発的健康管理活動や「健康教育」の体系化の指向は存在していた。澤、野津、大西、岩原といった人々の論説レベルでの活動は、保健指導の体系化それも既成の教科教育や学校諸活動への批判を含んだものとして、積極的な展開の可能性を有していたと言えるもちろん、事実展開は既にみたようなものであったが、健康に関する訓練的指導が、一面的に否定することができない積極的可能性を含んでいたことは、歴史的事実を超えた一般的・普遍的有効性をもったものとして再認識される必要があろう。そして、健康指導における訓練的側面には、健康教育なし保健指導、更には教育全体の構造において客観的にその役割が確認され、科学的知見によって内容及び方法の詳細が確定されて、人間性についての配意が常になされる時、健康生活能力の技術的側面を人間に内在化させる際の有力な営みとして機能することが期待されるのである。

注

- 1)拙稿「学校保健指導の体系化に関する考察(1)」(『東京大学教育学部紀要』25巻, 1985, pp. 319-328).
- 2)田口貴久枝「学期制における養生教育(1)」「同(2)」(『日本学校保健学会講演集』1986, p. 174, 1987, p. 259). なお、学制期の「養生」科成立の背景については、田口、森昭三「明治5年の「学制」における「養生法」設置の背景について」(『学校保健研究』第30巻3号, 1988, pp. 122-133)で検討されている。
- 3)石橋武彦『修身教科書に現われた保健体育思想の研究』1971, 不昧堂出版,
- 4)木村吉次「明治期修身教科書における身体の一考察」[I]および[II] (『中京体育学論叢』第8巻1号, 1966, 第9巻1号, 1967).
- 5)松野修「明治前期における児童管理の変遷」(『教育学研究』第53巻4号, pp. 355-364).
- 6)福沢諭吉『童蒙をしへ草』(慶應義塾編『福沢諭吉全集』第三巻, 1959, 岩波書店) pp. 214-216.
- 7)青木輔清『小学教諭民家童蒙解』巻之一(海後宗臣編『日本教科書大系 近代編』—以下大系—第1巻, 修身(1),

- 1961, 講談社) p. 392.
- 8) 石橋, 前掲書(3), p. 68.
- 9)『大系』第1巻, p. 391.
- 10) 貝原益軒(石川謙校訂)『養生訓・和俗童子訓』1961, p. 38.
- 11) 久保謙亨『養生論』(京都大学医学部附属図書館富士川文庫収蔵).
- 12)『大系』第2巻, 1962, p. 412.
- 13) 同上, p. 467.
- 14) 同上, p. 492.
- 15) 同上.
- 16) 同上, p. 559.
- 17) 同上, なおこの箇所は貝原益軒『初学訓』からの引用となっている。
- 18) 貝原益軒(石川謙校訂), 前掲書, p. 24-25.
- 19) 宮坂哲文「近代日本における生活指導概念の形成過程」(『宮坂哲文著作集 II』1975, 明治図書) pp. 39-40.
- 20) 大橋唯雄『小学実践管理法』1897, 金港堂書籍, p. 65.
- 21) 大橋, 前掲書, p. 85.
- 22) 小川正行, 佐藤熊次郎, 篠原助市『新選小学校管理法』1914, 實文館, p. 202.
- 23) 乙竹岩造『学校管理法』1918, 培風館, pp. 95-96.
- 24)『教育の実際』第11巻1号, 1916, 實文館, p. 219.
- 25) 同上, p. 224.
- 26) 同上, p. 219.
- 27) 同上.
- 28) 同上, p. 227.
- 29) 同上, p. 232.
- 30) 刺使河原溥「岐阜市高等尋常小学校児童保健衛生事項実施状況」(『教育の実際』第11巻1号, p. 112.
- 31) 同上, p. 113.
- 32) 澤正「学級経営と保健指導」(『教育の実際』第11巻1号, p. 89.
- 33) 同上, pp. 89-90.
- 34) 同上, p. 89.
- 35) 同上.
- 36) 喜多浦哲太郎「生徒児童衛生訓練の実施」(『学校衛生』第9巻, 1929, 学校衛生会) p. 120.
- 37) 中薗伸二「昭和前期における健康教教運動に関する一考察」(東京大学大学院教育学研究科昭和60年度修士学位論文).
- 38) 澤村暁之助「衛生教育の実際(中)」(『学校衛生』第12巻, 1932) p. 349.
- 39) 岩原 拓「教育内容としての健康指導」(『学校衛生』第18巻, 1938) p. 9.
- 40) 同上.
- 41) 同上.
- 42) 同上, p. 10.
- 43) 小林茂雄「国民学校に於ける衛生訓練」(『学校衛生』第22巻1号, 1942) p. 20.
- 44) 同上, p. 21.
- 45) 同上, p. 22.